

様式44

令和5年 8 月 3 日

三重県知事

あて

医療法人の住所 三重県伊勢市小木町512番地1

医療法人の名称 医療法人さかとおく小児科

理 事 長 名 酒徳 浩之

電 話 0596 (31) 1511

決 算 届

令和 4 年 6 月 1 日から 令和 5 年 5 月 31 日までの決算を終了したので、医療法第
52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書



〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和4年6月1日 至 令和5年5月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 さかとおく小児科

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☒ その他③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の口を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 三重県伊勢市小木町 512 番地 1

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 11 年 7 月 22 日

(4) 設立登記年月日 平成 11 年 7 月 26 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長		
理 事		
同		
同		
同		
同		
同		
監 事		
同		
評 議 員		
同		
同		

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数	
病院			一般病床	床
			療養病床	床
			[医療保険	床]
			[介護保険	床]
			精神病床	床
			感染症病床	床
			結核病床	床
診療所	小児科診療所 医療法人 さかとく小児科	三重県伊勢市小木町512番地1	一般病床	0床
			療養病床	0床
			[医療保険	0床]
			[介護保険	0床]
介護老人 保健施設			入所定員	名
			通所定員	名
介護医療 院			入所定員	名
			通所定員	名

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は理事会で議決又は同意した事項

令和4年 7月16日	理事及び監事の辞任に伴う改選の件
令和4年 7月21日	令和3年度決算の決定
〃	理事の役員報酬の承認
〃	理事の事前確定届出給与額支給の承認
〃	理事及び監事の退職金に関する件
令和5年 5月21日	令和5年度の事業計画及び収支予算の決定

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

該当なし

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

該当なし

注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。
なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

該当なし

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

該当なし

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(9) その他

該当なし

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は
廃止等を記載する。(任意)

様式 2

法人名 医療法人 さかとく小児科
所在地 三重県伊勢市小木町512番地1

※医療法人整理番号 0352

財 産 目 録
(令和 5 年 5 月 31 日現在)

1. 資 産 額	124, 520, 432 円
2. 負 債 額	34, 747, 982 円
3. 純 資 産 額	89, 772, 450 円

(内 訳) (単位：円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	83, 663, 930
B 固 定 資 産	40, 856, 502
C 資 産 合 計 (A + B)	124, 520, 432
D 負 債 合 計	34, 747, 982
E 純 資 産 (C - D)	89, 772, 450

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3-2

法人名 医療法人 さかとく小児科
所在地 三重県伊勢市小木町 5 1 2 番地 1

※医療法人整理番号 0352

貸 借 対 照 表
(令和5年 5月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	83,664	I 流 動 負 債	34,748
II 固 定 資 産	40,856	II 固 定 負 債	0
1 有 形 固 定 資 産	11,118	(うち医療機関債)	(0)
2 無 形 固 定 資 産	389	負 債 合 計	34,748
3 そ の 他 の 資 産	29,349	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)	(0)	科 目	金 額
		I 基 金	9,990
		II 積 立 金	79,782
		(うち代替基金)	(0)
		III 評価・換算差額等	0
		純 資 産 合 計	89,772
資 産 合 計	124,520	負債・純資産合計	124,520

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 3-1

法人名 医療法人 さかとく小児科

※医療法人整理番号 0352

所在地 三重県伊勢市小木町5 1 2 番地 1

貸 借 対 照 表

(令和5年 5月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	83,664	I 流 動 負 債	34,748
現金及び預金	23,379	支払手形	0
事業未収金	28,121	買掛金	5,245
有価証券	0	短期借入金	14,563
たな卸資産	3,444	未払金	2,799
前渡金	0	未払費用	0
前払費用	92	未払法人税等	11,161
繰延税金資産	0	未払消費税等	131
その他の流動資産	28,628	繰延税金負債	0
II 固 定 資 産	40,856	前受金	0
1 有 形 固 定 資 産	11,118	預り金	849
建物	10,364	前受収益	0
構築物	198	賞与引当金	0
医療用器械備品	1	その他の流動負債	0
その他の器械備品	503	II 固 定 負 債	0
車両及び船舶	1	医療機関債	0
土地	0	長期借入金	0
建設仮勘定	0	繰延税金負債	0
その他の有形固定資産	51	賞与引当金	0
2 無 形 固 定 資 産	389	その他の固定負債	0
借地権	0	負債合計	34,748
ソフトウェア	389	純資産の部	
その他の無形固定資産	0	科 目	金 額
3 その他の資産	29,349	I 基 金	9,990
有価証券	540	II 積 立 金	79,782
長期貸付金	0	代替基金	0
保有医療機関債	0	設立積立金	0
その他長期貸付金	0	繰越利益積立金	79,782
役員等長期貸付金	0	III 評価・換算差額等	0
長期前払費用	0	その他有価証券評価差額金	0
繰延税金資産	0	繰延ヘッジ損益	0
その他の固定資産	28,809	純資産合計	89,772
資産合計	124,520	負債・純資産合計	124,520

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 4 - 2

法人名 医療法人 さかとおく小児科
所在地 三重県伊勢市小木町 5 1 2 番地 1

※医療法人整理番号 0352

損 益 計 算 書
(自 令和4年 6月 1日 至 令和5年 5月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	190,277
2 事業費用	155,114
本来業務事業利益	35,163
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	35,163
II 事業外収益	21,606
III 事業外費用	0
経常利益	56,769
IV 特別利益	0
V 特別損失	2,000
税引前当期純利益	54,769
法人税等	12,354
当期純利益	42,415

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式4-1

法人名 医療法人 さかとく小児科
所在地 三重県伊勢市小木町5 1 2 番地 1

※医療法人整理番号 0352

損 益 計 算 書
(自 令和4年 6月 1日 至 令和5年 5月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		190,277
2 事業費用		
(1)事業費	155,114	
(2)本部費	0	155,114
本来業務事業利益		35,163 ✓
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
附帯業務事業利益		0
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業利益		0
事業利益		35,163
II 事業外収益		
受取利息	23	
その他の事業外収益	21,583	21,606
III 事業外費用		
支払利息	0	
その他の事業外費用	0	0
経常利益		56,769 ✓
IV 特別利益		
固定資産売却益	0	
その他の特別利益	0	0
V 特別損失		
固定資産売却損	0	
その他の特別損失	2,000	2,000
税引前当期純利益		54,769 ✓
法人税・住民税及び事業税	12,354	
法人税等調整額	0	12,354
当期純利益		42,415 ✓

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

法人名 医療法人 さかとく小児科
所在地 三重県伊勢市小木町5 1 2 番地 1

※医療法人整理番号							
-----------	--	--	--	--	--	--	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 さかとか小児科
理事長 酒徳 浩之 殿

私は、医療法人さかとか小児科の令和4会計年度（令和4年6月1日から令和5年5月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年7月26日

医療法人 さかとか小児科

監事 酒徳 波 和

